

甲 府 市 公 報

第 1 4 2 5 号

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[告 示]

入札告示	3
交付要求通知書公示送達	6
入札告示	7
指定居宅介護支援事業者の指定公示	10
甲府市職員採用試験実施公告(4件)	11
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示(10件)	15
開発行為に関する工事の完了公告	25
充当通知書公示送達	26
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定公告	27
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	28
入札公告	29
固定資産税・都市計画税納税通知書公示送達	32
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	33
入札告示(2件)	34
指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示	40

計量器定期検査の実施告示	41
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定更新公示(2件)	42
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	44
国民健康保険料納入通知書公示送達	45
開発行為に関する工事の完了公告(3件)	46
差押調書(謄本)公示送達	49
国民健康保険被保険者証無効告示	50
甲府市職員採用試験実施公告	51
開発行為に関する工事の完了公告	52
農業振興地域整備計画の変更公告	53
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示(10件)	54
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	64
入札告示(3件)	68
開発行為に関する工事の完了公告	75
差押調書(謄本)公示送達	76

入札告示（2件）	77
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	83
介護保険被保険者証無効告示	84
平成30年6月甲府市議会定例会招集告示	85
入札告示	86
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定解除 公告	89
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告	90
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	91
指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定公示	92
国土調査実施公示	93
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	94
平成29年度補正予算の公表	96
固定資産税督促状公示送達	97
[教育委員会]	
入札告示（2件）	98
[農業委員会]	
甲府市農業委員会5月定例総会招集公告	104
[上下水道局]	
下水道工事指定店の指定告示	105
[任免辞令]	
市長事務部局	106

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

告示

甲府市告示第188号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年5月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 契約番号 | (業務委託) 第185号 |
| (2) 業務名称 | 平成30年度広島市原爆死没者慰霊式並びに
平和祈念式参加事業業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約日から平成30年8月6日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社、市内営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、業種が「運送業務」で登録されているものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参

- 加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (8) 市税等の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成30年5月1日(火)～平成30年5月11日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時 (締切日は午後3時まで)
- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年5月1日(火)～平成30年5月11日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時 (締切日は午後3時まで)
- イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5294
※郵送は不可
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成30年6月4日(月) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1
甲府市丸の内1丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第189号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年5月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 | 市民発第10298号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年5月1日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 196号 |
| (2) 業務名称 | 公園便所清掃等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「清掃」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年5月1日（火）～平成30年5月14日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

平成30年5月14日(月)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年5月1日(火)～平成30年5月14日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
平成30年5月14日(月)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年5月31日(木) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成30年5月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105050 |
| 2 | 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所奏楽 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上石田3丁目19-23 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市上石田3丁目19-23
プラスユー株式会社
代表取締役 保坂 美彦 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年5月1日 |

甲府市告示第192号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第193号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第194号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第195号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 名称 新田町自治会
2 変更事項
代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	天 野 茂 次	雨 宮 剛
代表者 住 所	甲府市新田町18番15号	甲府市新田町9番12号

- 3 変更年月日 平成30年4月19日

甲府市告示第197号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 酒折東部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	地場正樹	太田政文
代表者 住所	甲府市酒折二丁目4番11号	甲府市酒折二丁目2番5号

3 変更年月日 平成30年4月14日

甲府市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 千塚橋場自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	戸 澤 正 彦	小 澤 晨 男
代表者 住 所	甲府市音羽町2番38号	甲府市千塚四丁目3番32号

3 変更年月日 平成30年4月22日

甲府市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 西下条自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	向 山 修	伊 藤 光 三
代表者 住 所	甲府市西下条町718番地	甲府市西下条町810番地1

3 変更年月日 平成30年3月24日

甲府市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 西高橋町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	清 弘 智 昭	市ノ瀬 徳 男
代表者 住 所	甲府市西高橋町421番地1	甲府市西高橋町346番地

3 変更年月日 平成30年3月25日

甲府市告示第201号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 和田平自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	丸 山 雅 秀	前 嶋 徳 男
代表者 住 所	甲府市城東三丁目8番4号	甲府市城東三丁目1番14号

3 変更年月日 平成30年3月30日

甲府市告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 塩部第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	中 楯 雄 士	今 井 伸 二
代表者 住 所	甲府市塩部四丁目10番20号	甲府市大和町3番27号

3 変更年月日 平成30年3月25日

甲府市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 下積翠寺町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	保 坂 正 明	帯 金 正 則
代表者 住 所	甲府市積翠寺町137番地	甲府市積翠寺町440番地

3 変更年月日 平成30年4月8日

甲府市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上石田東部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	飯 野 正	宮 澤 義 一
代表者 住 所	甲府市上石田二丁目18番8号	甲府市上石田二丁目10番6号

3 変更年月日 平成30年4月6日

甲府市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 名称 高室町自治会
2 変更事項
代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	中 澤 孝 成	石 原 政 人
代表者 住 所	甲府市高室町739番地	甲府市高室町707番地1

- 3 変更年月日 平成30年4月1日

甲府市告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月7日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天神1288番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市下今井2735番地3
梶の丘A101
阪本広大

甲府市告示第207号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年5月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|--------|--|
| 1 書類名 | 充当通知書 |
| 2 発送日 | 別紙のとおり |
| 3 返戻日 | 別紙のとおり |
| 4 通知者 | 別紙のとおり（7件） |
| 5 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第208号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により告示する。
その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年5月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 道路の位置 | 甲府市緑が丘二丁目911番5 |
| 2 | 道路の幅員 | 5.00 m |
| 3 | 道路の延長 | 14.32 m |

甲府市告示第209号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成30年5月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年5月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第199号 |
| (2) 業務名称 | 地籍調査に伴う調査・測量業務委託（山宮第二地区） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う地籍調査業務を受託し、本委託業務と同様の現地調査及び測量業務等を履行した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がないこと。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成30年5月14日（月）～平成30年5月23日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

平成30年5月23日（水）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成30年5月14日（月）～平成30年5月23日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

平成30年5月23日（水）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年6月8日（金） 午後2時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第211号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年5月14日

甲府市長 樋口雄一

- | | | | | |
|---|-----------|--------|-----------------|-------|
| 1 | 書類名 | 平成30年度 | 固定資産税・
都市計画税 | 納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり | | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所 | 市民部課税管理室資産税課 | |

甲府市告示第212号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第2項及び甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月14日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
 - ・ 自慢屋前
 - ・ 甲府駅南口JTB前
 - ・ 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成30年4月11日（水）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの
自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1, 000円・原動機付自転車2, 000円）

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年5月14日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（舗装）1号		
工事名	①春日裏通り線道路改良工事（第二工区） ②（鉛対3-8）仕切弁枠篋・メーターボックス取替工事 ③下水道管工事（H30D-2）		
工事場所	甲府市中央一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	①・施工延長 L=234.5m ・インターロッキングブロック舗装 （単色部） A=609.0m ² （三色部） A=521.0m ² ・付帯工 1式 ②・仕切弁枠取替 6箇所 ・スリースバルブ枠取替 12箇所 ・メーターボックス取替 9箇所 ・止水栓取替 12箇所 ・消化栓取替 1箇所 ・分水止（φ20） 1箇所 ③・小口径汚水柵取替工（φ150塩ビ柵） 18箇所 ・小口径汚水柵設置工（φ150塩ビ柵） 1箇所 ・蓋取替工（φ400） 21箇所 ・蓋取替工（φ220） 7箇所 ・人孔鉄蓋調整取替工 5箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	平成30年12月10日まで
	3	予定価格 （税込み）	49,753,440円

	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年5月14日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年5月23日
	3	申請書受付開始日	平成30年5月14日
	4	申請書受付締切日	平成30年5月23日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年5月29日
	6	設計図書配付開始日	平成30年5月14日
	7	設計図書配付締切日	平成30年5月30日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年5月14日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年5月30日
	10	入札日時	平成30年6月4日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年6月7日
	12	開札日時	平成30年6月13日

			午前 9 時
	13	落札者決定日	平成 30 年 6 月 14 日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成 30 年 5 月 31 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 30 年 6 月 1 日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成 30 年 6 月 11 日まで
	2	回答	平成 30 年 6 月 12 日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成 30 年 6 月 12 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 10 / 100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 3 0 年 5 月 1 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(解体) 1 4 号		
工事名	羽黒小学校給食室解体工事		
工事場所	甲府市羽黒町 5 2 7 番地		
工事概要	1	工事内容	・鉄骨造平屋建て 延べ面積 1 7 0 m ² 程度 ・付帯工作物、樹木等撤去
	2	工期	平成 3 0 年 8 月 1 0 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 8, 9 3 4, 5 6 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	解体又はとび 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 7 0 0 点以上 ※評定値については、直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値で「とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)」の数値とする。ただし、経過措置の数値がない場合は、「とび・土工・コンクリート」の数値とする。
	3	同種工事施工実績	公共施設等の解体工事。ただし、1 件の工事請負額が、9 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 1 5 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年5月14日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年5月23日
	3	申請書受付開始日	平成30年5月14日
	4	申請書受付締切日	平成30年5月23日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年5月29日
	6	設計図書配付開始日	平成30年5月14日
	7	設計図書配付締切日	平成30年5月30日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年5月14日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年5月30日
	10	入札及び開札日時	平成30年6月4日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年5月31日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	

	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第215号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づき指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成30年5月14日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971801145 |
| 2 | 事業所の名称 | 陽だまりの家デイサービスセンター |
| 3 | 事業所の所在地 | 笛吹市春日居町鎮目573番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 笛吹市春日居町鎮目573番地1
株式会社 アドヴァンス・アイ
代表取締役 中村 武之 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年5月7日 |

甲府市告示第 2 1 6 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、伊勢地区、住吉地区、湯田地区、東地区、春日地区、富士川地区の平成 3 0 年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、計量法第 2 1 条第 2 項の規定により公告する。

平成 3 0 年 5 月 1 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 検査日程

検査月日	受付時間	検査場所	対象地区
6 月 2 1 日（木）	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	湯田小学校 体育館入口	伊勢地区 住吉地区 湯田地区 東地区
6 月 2 2 日（金）	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	中央公民館 会議室 1	春日地区 富士川地区

2 検査対象特定計量器 質量計

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を更新したので、障害者総合支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により公示します。

平成30年5月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定有効期 間	指定した 事業の種 類	事業の 主たる 対象者	事業所番 号
社会福祉法人 宮前福祉会 山梨県甲府市 岩窪町379 番地	スマハピ 山梨県甲府市 岩窪町614 番地	平成30年 6月1日 ～ 平成36年 5月31日	指定計画 相談支援	特定な し	193010116 5

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定有効期 間	指定した 事業の種 類	事業の 主たる 対象者	事業所番 号
社会福祉法人 宮前福祉会 山梨県甲府市 岩窪町379 番地	スマハピ 山梨県甲府市 岩窪町614 番地	平成30年 6月1日 ～ 平成36年 5月31日	指定障害 児相談支 援	特定な し	197010114 1

甲府市告示第 2 1 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下、「障害者総合支援法」という。）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を更新したので、障害者総合支援法第 5 1 条の 3 0 第 2 項及び児童福祉法第 2 4 条の 3 7 の規定により公示します。

平成 3 0 年 5 月 1 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定有効期間	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 園樹会 山梨県甲府市 向町 2 7 7 番 地	W i t h（ウ ィズ） 山梨県甲府市 向町 2 7 7 番 地	平成 3 0 年 6 月 1 日 ～ 平成 3 6 年 5 月 3 1 日	指定計画 相談支援	特定な し	19301 01157

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定有効期間	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 園樹会 山梨県甲府市 向町 2 7 7 番 地	W i t h（ウ ィズ） 山梨県甲府市 向町 2 7 7 番 地	平成 3 0 年 6 月 1 日 ～ 平成 3 6 年 5 月 3 1 日	指定障害 児相談支 援	特定な し	19701 01133

甲府市告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 名称 新田町自治会
2 変更事項 事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市新田町14番3号	甲府市新田町9番12号

- 3 変更年月日 平成30年4月19日

甲府市告示第220号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年5月16日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 平成29年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成28年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課 |

甲府市告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市横根町字大畑676番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市横根町84番地4
片岡 豊二

甲府市告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
第2工区
甲府市上町字大土井1866番3及び1869番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市落合町568番地5
新日本通産株式会社
代表取締役 三村 修

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市西油川町字蛭沢109番1、116番1、116番3、117番1、
129番2、137番1、下鍛冶屋町字整理地513番1、513番5、
下鍛冶屋町字十六枚756番1、756番3、757番、760番1及び
760番3

以上13筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市太田町9番1号
社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
理事長 松谷 莊一

甲府市告示第224号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年5月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 市民発第10310号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第225号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成30年5月21日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第226号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年5月22日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市向町字下中道475番18
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条681番地
滝本アパート105号
戸澤 一 晃

甲府市告示第228号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成30年5月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第229号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 十栄自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	秋 山 芳 文	小笠原 謙
代表者 住 所	甲府市国母三丁目6番17号	甲府市国母三丁目1番21号

3 変更年月日 平成30年4月8日

甲府市告示第230号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東二条南部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	依 田 宏	小 川 茂 明
代表者 住 所	甲府市湯田二丁目9番3号	甲府市湯田二丁目18番9号

3 変更年月日 平成30年4月22日

甲府市告示第231号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 中町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	三枝正雄	久保嶋 徹
代表者 住所	甲府市中町39番地3	甲府市中町436番地

3 変更年月日 平成30年4月15日

甲府市告示第232号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東一条南部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	今 橋 保	橋 田 泰 広
代表者 住 所	甲府市湯田二丁目4番13号	甲府市湯田二丁目5番5号

3 変更年月日 平成30年4月21日

甲府市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 下帯那町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	竹川 正一	田野口 一夫
代表者 住所	甲府市下帯那町1832番地1	甲府市下帯那町1943番地

3 変更年月日 平成30年4月22日

甲府市告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東下条町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	秋 山 久	窪 田 良 平
代表者 住 所	甲府市東下条町61番地1	甲府市東下条町47番地

3 変更年月日 平成30年4月1日

甲府市告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上今井町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	古 屋 潔	市 村 辰 彰
代表者 住 所	甲府市上今井町2211番地1	甲府市上今井町2306番地

3 変更年月日 平成30年4月29日

甲府市告示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東光寺東部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	平 澤 友 良	中 川 洋
代表者 住 所	甲府市東光寺二丁目31番21号	甲府市東光寺二丁目28番15号

3 変更年月日 平成30年4月14日

甲府市告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 南口自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	田 口 久	高 野 剛
代表者 住 所	甲府市南口町7番17号	甲府市南口町4番17号

3 変更年月日 平成30年4月29日

甲府市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 徳行南部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	矢 澤 詳 路	岩 下 伸 治
代表者 住 所	甲府市徳行四丁目1番3号	甲府市徳行三丁目4番10号

3 変更年月日 平成30年3月25日

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務概要等

- (1) 業務名 甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画(実施計画)作成業務(以下「対象業務」という。)
- (2) 業務場所 甲府市遊亀公園及び第2駐車場隣接地
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月29日
- (4) 業務内容 甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画(実施計画)作成業務

2 業務概要

甲府市遊亀公園及び附属動物園の再整備にあたっては、都市型動物園の課題への対応とともに、動物の飼育・繁殖などの専門機能の維持・向上に努め、市街地に位置する山梨県内唯一の動物園を併設する公園として、市街地の活性化に寄与できる施設として整備しなければならない。

これらの課題に取り組む上では、立地特性における諸課題を整理する中で、市民が憩いの場として安全・安心に利用できる環境の整備とともに、本市が掲げる重点戦略の一つである「こども最優先のまち」にもつながるよう、子育て環境の充実や子どもたちが貴重な動物の生態などに触れる「環境教育の場」の提供なども極めて重要である。また、動物の飼育環境の改善や、エンリッチメント等を踏まえた展示手法のほか、個別具体的に将来的な飼育・繁殖予測などを行い、持続可能な動物園となるよう検討していく必要がある。

こうしたことから、高度な専門性、企画力、豊富な知識と適切な業務執行能力を有する事業者を「公募型プロポーザル」方式により選考し、甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画(実施計画)を策定するため、必要となる調査・検討を行う。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単独企業、又は甲府市内に本店を有する企業で、動物に関わる学識経験者と連携(監修及び指導)が可能な企業とする。また、甲府市内に本店を有する企業については、連携先の学識経験者の監修及び指導の実績をもって(2)アの履行実績とすることができる。なお、協力会社の参加を認める。

- (1) 甲府市の入札参加資格登録者であること。
- (2) 過去10年(平成20年度～29年度)以内に、国又は地方公共団体が実施した次に掲げる業務の元請による履行実績を有すること(履行中のものを除く)。
 - ア 「日本動物園水族館協会に加盟している動物園施設」の基本構想業務、基本設計業務、実施設計業務のいずれかの履行実績を有すること。
 - イ 「2.5ha以上の都市公園施設」における基本構想業務、基本設計業務、実施

設計業務のいずれかの履行実績を有すること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 公告の日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 税の滞納がない者であること。

4 企画提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力。
- (2) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力を含む)。
- (3) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況。

5 企画提案書を特定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力。
- (2) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力を含む)。
- (3) 配置予定技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の経験、同種又は類似業務の実績、担当した業務の実績。
- (4) 業務の実施方針、業務フロー、工程表、その他
業務の理解度、実施方針妥当性、実施手順及び工程計画の妥当性。
- (5) テーマに関する企画提案及び見積書

6 実施要項・仕様書等の配布期間、場所及び方法

- (1) 配布期間 平成30年5月23日(水)～平成30年6月5日(火)
(この期間の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
- (2) 配布場所 甲府市建設部まち保全室公園緑地課
甲府市宝二丁目8番19号
電話055-223-6101
- (3) 配布方法 直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

7 実施要項・仕様書に関する質問の受付及び回答方法

- (1) 受付期間 平成30年5月23日(水)～平成30年5月29日(火)
(この期間の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
- (2) 提出先(送信先)
甲府市建設部まち保全室公園緑地課

甲府市宝二丁目8番19号

メールアドレス tosikoen@city.kofu.lg.jp

※送信後、電話により受信確認を行うこと。郵送は不可。

(3)回答方法 平成30年6月4日(月)までに甲府市ホームページに掲載する予定。

8 参加表明書の提出期限並びに提出先及び方法

(1)提出期限 平成30年6月6日(水)まで 土曜日、日曜日を除く
午前9時～午後5時

(2)提出先 〒400-0034山梨県甲府市宝二丁目8番19号
甲府市建設部まち保全室公園緑地課
電話055-223-6101

(3)提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。なお、郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認すること。

(4)企画提案書の提出資格の有無の通知

参加表明書等を提出した者が5者を超える場合は、参加表明書等の審査を行い、評価の合計点が高いものから企画提案書等の提出者として5者を選定する。なお、評価の合計点と同点となった提出者は全て選定するものとする。

ア 通知方法 選定された者には、電子メール及びFAXにより通知する。
選定されなかった者には、文書にて通知する。

イ 通知日時 平成30年6月8日(金)(予定)

9 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

(1)提出期限 平成30年6月12日(火)まで 土曜日、日曜日を除く
午前9時～午後5時

(2)提出先 〒400-0034山梨県甲府市宝二丁目8番19号
甲府市建設部まち保全室公園緑地課
電話055-223-6101

(3)提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。なお、郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認すること。

10 審査会における事業者(優先交渉権者)の選定方法

優先交渉権者の決定にあたっては「甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画(実施計画)作成業務受託者選考審査会」を設置し、事業者のプレゼンテーションによる審査を実施する中で、提案内容を総合的に判断し、最優秀提案(優先交渉権者)1件と優秀提案(次点交渉権者)1件を選考する。

11 プレゼンテーション審査の日時及び場所

(1)日 時 平成30年6月19日(火)

(2)場 所 甲府市役所本庁舎(詳細は別途通知する。)

12 審査の無効

この公告に示した参加資格要件のない者が行った提案、提出書類又は資料等に虚偽の記載をした者の行った提案及び審査に関する条件に違反した提案は無効とする。

なお、企画提案書の提出資格の確認を受けた者であっても、審査時において3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った提案は無効とする。

13 事業者の決定方法(優先交渉権者との協議)

優先交渉権者は、甲府市と仕様並びに価格等について協議を行い、甲府市の決定を受けることにより受託事業者となる(企画提案書の内容は、協議の過程で変更・修正する可能性がある)。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合若しくは、契約締結前に、参加資格を失うなどによって失格となった場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、同様の協議を行う。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除する。
- (3) 契約書作成の要否: 要
- (4) 参加表明及び企画提案に係わる説明は行わない。
- (5) 災害などにより、不測の事態が生じた場合は、この公告に関する手続きを延期することがある。
- (6) その他この公告にない事項については、実施要項による。

甲府市告示第240号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年5月24日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）3号		
工事名	①歩道改良工事に伴う舗装工事 ②下水道改良工事（H30-2）		
工事場所	甲府市国母三丁目地内		
工事概要	1	工事内容	①・施工延長 L = 130.0 m ・舗装工 A = 1150.0 m ² ・区画線工 1式 ・付帯工 1式 ②・人孔鉄蓋調整取替工 2箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	平成30年9月10日まで
	3	予定価格 (税込み)	13,791,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年5月24日

	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月4日
	3	申請書受付開始日	平成30年5月24日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月8日
	6	設計図書配付開始日	平成30年5月24日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年5月24日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月11日
	10	入札及び開札日時	平成30年6月19日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年6月14日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年5月24日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 20号		
工事名	農道舗装工事 (H30-1)		
工事場所	甲府市小曲町・下今井町地内		
工事概要	1	工事内容	・アスファルト舗装工 A = 2,000 m ² ・区画線工 1式 ・構造物撤去工 1式
	2	工期	平成30年8月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,551,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成15年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年5月24日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月4日
	3	申請書受付開始日	平成30年5月24日

	4	申請書受付締切日	平成30年6月4日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月8日
	6	設計図書配付開始日	平成30年5月24日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年5月24日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月11日
	10	入札及び開札日時	平成30年6月19日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年6月14日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市が発注する次の業務を、入札参加資格確認申請書等を提出した者の中から入札参加者を指名する公募型指名競争入札により執行する。

平成30年5月24日

甲府市長 樋口 雄一

公募型指名競争入札 公告個別事項

入札番号	(設計) 265号		
業務名	中道北小学校移転に伴う校舎実施設計委託		
施行場所	甲府市上曾根町地内 外		
業務概要	1	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・構造：RC造3階建 ・延べ面積：2,642㎡程度 ・用途：小学校(校舎)
	2	履行期間	平成31年3月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	58,969,080円
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	<p>「設計」 甲府市における「設計」に係る競争入札参加資格を有し、建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所の登録を受け、入札説明書の条件を満たす者で、2者を構成員とする自主結成による特定設計業務共同企業体(以下「企業体」という)であること。 なお、事業協同組合又は協会(以下「組合等」という)が参加する場合には、単体とする。</p>
	3	同種業務施工実績	入札説明書1(2)に記載
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書1(4)に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年5月24日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月4日
	3	申請書受付開始日	平成30年5月24日

	4	申請書受付締切日	平成30年6月4日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認通知日	平成30年6月8日
	6	設計図書配付開始日	平成30年5月24日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月11日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成30年5月24日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成30年6月11日
	10	入札及び開札日時	平成30年6月19日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 設計業務内訳書
非指名通知 に対する 説明	1	質問	平成30年6月14日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
最低制限価格 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月24日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字長沢1065番3
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県川越市岸町三丁目21番地4
メープルコート203号室
宮原大祐

甲府市告示第244号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年5月24日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 市民発10387号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年5月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第342号 |
| (2) 業務名称 | 平成30年度本庁舎空調・衛生設備保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成30年6月22日から平成31年3月8日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「水処理」又は「建物管理」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年5月25日(金)～平成30年6月5日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部総務総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
電話055-237-5066
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 平成30年5月25日(金)～平成30年6月5日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市総務部総務総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
電話055-237-5066

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年6月22日(金) 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において「2入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年5月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第354号 |
| (2) 業務名称 | 地籍調査に伴う調査・測量業務委託（塚原第一地区） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う地籍調査業務を受託し、本委託業務と同様の現地調査及び測量業務等を履行した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成30年5月25日(金)～平成30年6月4日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
平成30年6月4日(月)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年5月25日(金)～平成30年6月4日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
平成30年6月4日(月)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成30年6月20日(水) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成30年5月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100636 |
| 2 | 事業所の名称 | サテライト万寿の杜 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市湯村3丁目8番1号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市蓬沢1丁目7番35号
社会福祉法人シーアンドシー福祉会
理事長 荻原 親夫 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年5月22日 |

甲府市告示第248号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成30年5月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第249号

平成30年6月甲府市議会定例会を平成30年6月4日午後1時、甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

平成30年5月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年5月28日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 17号		
工事名	甲府市総合市民会館山の都アリーナ・サブアリーナ天井等耐震化に伴う照明改修工事		
工事場所	甲府市青沼三丁目5番44号		
工事概要	1	工事内容	山の都アリーナ 高天井照明器具取替 160台 ダウンライト取替 106台 調光制御盤新設他 1式 サブアリーナ 高天井ダウンライト取替 32台 スピーカー移設他 1式
	2	工期	平成31年1月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	38,210,400円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が、1,900万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績)</u>

			は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型（Ⅰ）
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年5月28日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月6日
	3	申請書受付開始日	平成30年5月28日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月6日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月12日
	6	設計図書配付開始日	平成30年5月28日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年5月28日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月13日
	10	入札日時	平成30年6月19日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年6月22日
	12	開札日時	平成30年6月28日 午前9時
	13	落札者決定日	平成30年6月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年6月14日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年6月26日まで
	2	回答	平成30年6月27日

価格以外の評価を修正した場合	公表	平成30年6月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第251号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、指定された道路において、次のとおり指定解除する。

その関係図書は、建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年5月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 事業名 | 甲府都市計画事業甲府駅周辺土地区画整理事業 |
| 2 種別 | 都市計画道路 |
| 3 路線名 | 3・4・8古府中環状浅原橋線の一部 |
| 4 延長 | 120.0m(解除部分約 32m) |
| 5 幅員 | 12.0m(解除部分約 11m) |
| 6 添付書類 | 位置図 |

甲府市告示第252号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法による事業計画の定められた道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年5月28日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 事業名 | まちなか回遊道路整備事業 |
| 2 | 道路の種類 | 甲府市道 |
| 3 | 路線名 | 甲府市道橋東線の一部 |
| 4 | 道路の地名地番 | 甲府市北口三丁目209番地から中央二丁目1-2番地まで |
| 5 | 延長 | 136.47m |
| 6 | 幅員 | 8.20m |
| 7 | 添付書類 | 位置図・計画平面図・標準横断図・公図 |

甲府市告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月29日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 善光寺北原自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	今 井 吉之助	清 水 勝 也
代表者 住 所	甲府市善光寺町2976番地	甲府市善光寺町3280番地

3 変更年月日 平成30年4月21日

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づき指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成30年5月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105027 |
| 2 | 事業所の名称 | 訪問介護 志暖 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市善光寺三丁目8番7号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市善光寺三丁目8番7号
株式会社 トラストテック
代表取締役 植松 憂来 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年6月1日 |

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、平成30年度地籍調査を実施するので、次のとおり公示する。

平成30年5月30日

甲府市長 樋口雄一

- 1 事業計画が公示された年月日
平成30年5月21日
- 2 調査を実施する者の名称
山梨県甲府市
- 3 調査地域
 - (1) 新規地域
山宮町及び塚原町の各一部
 - (2) 継続地域
羽黒町及び山宮町の各一部
- 4 調査期間
平成30年5月30日から
平成31年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月31日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市池田一丁目480番2、480番6から480番8まで、
484番2の一部、484番3から484番11まで、488番1、
488番3から488番7まで及び489番1から489番8まで
以上28筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田二丁目4番1号
株式会社エスティケイ
代表取締役 輿水 修

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月31日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市徳行五丁目1744番1、1744番3から1744番12まで、
1746番1、1746番3から1746番9まで、1747番8及び
1777番19
以上21筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市徳行一丁目10番1号
有限会社ハウス工業
代表取締役 廣瀬 修

甲府市告示第258号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成29年度補正予算について専決処分したので、別紙のとおり公表する。

平成30年5月31日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成29年度甲府市一般会計補正予算（第10号）

甲府市告示第259号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年5月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 平成28年度固定資産税第3期督促状
平成28年度固定資産税第4期督促状
平成29年度固定資産税第1期督促状
平成29年度固定資産税第3期督促状
平成29年度固定資産税第4期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

教育委員会

甲府市教育委員会告示第2号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年5月18日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 入札番号 | (教長委) 第1号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市立小学校（10校）ガス空調機保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成30年7月1日から平成33年6月30日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における建設工事の競争入札参加資格の認定において、業種が「管工事」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がないこと。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成30年5月18日（金）～平成30年5月29日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成30年5月18日（金）～平成30年5月29日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320

※郵送は不可

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年6月14日（木） 午前10時

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第3号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年5月18日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 入札番号 | (教長委) 第2号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市立中学校（11校）ガス空調機保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成30年7月1日から平成33年6月30日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における建設工事の競争入札参加資格の認定において、業種が「管工事」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成30年5月18日(金)～平成30年5月29日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年5月18日(金)～平成30年5月29日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320
※郵送は不可
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成30年6月14日(木) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 長期継続契約
- 本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に
国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする
契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約
を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会5月定例総会を、平成30年5月29日午後2時00分、甲府市中道公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成30年5月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成30年6月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第21号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 指定年月日 | 平成30年5月1日 |
| | 指定番号 | 第253号 |
| | 指定店名 | オートリ工業 |
| | 所在地 | 中央市西花輪2692-5 |
| | 代表者氏名 | 小林 賢治 |
| 2 | 指定年月日 | 平成30年5月1日 |
| | 指定番号 | 第254号 |
| | 指定店名 | 三陽工業 |
| | 所在地 | 甲斐市中下条1859 |
| | 代表者氏名 | 森澤 政彦 |
| 3 | 指定年月日 | 平成30年5月1日 |
| | 指定番号 | 第255号 |
| | 指定店名 | 石原設備 |
| | 所在地 | 笛吹市八代町南978-1 |
| | 代表者氏名 | 石原 勝彦 |

任免辞令

(市長事務部局)

小 松 万知代

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

市民部市民協働室人権男女参画課係長を命ずる

任期は平成32年3月31日までとする

以 上

発 令 日

平成30年 5月16日

市立甲府病院

看護部

技師

村 田 舞 琴

退職を承認する

以 上

発 令 日

平成30年 5月31日